2005年10月1日 不知火海研究プロジェクト

水俣病認定申請者 生活実態調査中間報告書

調査対象者 2004年10月15日の関西訴訟 最高裁判決以降の水俣病認定申請者

調査期間:2005年4月30日~6月6日



1.何がこの大量申請のうねりを生み出しているのか?2.全体として申請者がどのような状況におかれているのか?

2004 年 10 月 15 日の関西訴訟最高裁判決以降、公害健康被害補償法に基づく水俣病認定申請者が急増している。本調査を開始した 2005 年 4 月 30 日の時点で、熊本、鹿児島の両県における認定申請者は、およそ 1700 人に達しており、同年 9 月末には 3000 人を超えている。1970 年代半ば以降、1000 人を超える認定申請者の急増という新しい事態を迎えて、何がこの大量申請のうねりを生み出しているのか。また、全体として申請者がどのような状況におかれているのかを把握するために、質問紙を用いた面接調査を実施した。

申請者個々人の状況は、これまで新聞やテレビなどで報道されている。ただ、全体として申請者がどのような健康状態であるのか、また日常生活においていかなる支障や障害を抱えているのかは捉えられていない。そこでこの調査は、申請者が今回どのようないきさつで申請するにいたったのか、そして現在どのような要望を持っているのかを含めて、申請者全体の生活実態を明らかにすることを目的としている。

調査結果の概要

今回の大量申請のうねりを生みだしている原動力は何か、また、全体として申請者がどのような状況におかれているのかを、これまでのデータから暫定的にまとめておこう。

今回の調査の対象者は、生家の家業が漁業だった人が半数以上を占めており、現在も 26% の人が漁業に従事している。また、汚染が指摘される昭和 25 年から 50 年までの間に、不知 火海沿岸地域に平均 20.9 年間、居住し、不知火海の魚介類を多食している。昭和 25 年から 50 年までの間を 5 年間隔でみた場合、それぞれの 5 年間連続して「ほぼ毎日大量」に不知火海の魚介類を食べた人の割合は 60%以上である。ここで注目すべき点は、最も深刻な汚染が 指摘される昭和 30 年代の全期間を通じて、70%以上の人が、「ほぼ毎日大量」に不知火海の 魚介類を摂取している。したがって、これらの人々は、程度の差こそあれ、メチル水銀に曝露していると考えられる。

健康状態については、平均的な日本人よりは、申請者全体が多くの自覚症状を、高頻度で訴えている。特に、加齢とともに症状が多様化し、その頻度も増えていることが明らかになった。また、健康関連の QOL(生活の質)を測る尺度である SF-36 の得点もきわめて低い。「身体機能」と「日常役割機能(身体)」に関する得点が、とりわけ低い。それに加えて、現在の健康状態に水俣病の影響があり、また将来において水俣病による健康影響があると不安を感じている人がきわめて多い。

ただ、多様な自覚症状や日常生活における障害・支障を抱えながらも、これまで水俣病認定制度に申請した経験のない人が、今回の調査対象者のうち 53%を占めている。これまで申請しなかった主な理由としては、「自分が水俣病だとは思っていなかった」(59%)、「95 年の政治解決で水俣病は終わったと思っていた」(54%)人が多い。また、自分が抱えている症状・障害が水俣病による影響であると考えている人のなかでも、子供や家族の結婚への支障、集落でのつきあいや仕事への影響を考慮し、申請ができなかった人が調査対象者の約半数を占めている。

しかし、95 年の政治解決は不知火海沿岸地域住民の、水俣病をめぐる受け止め方を一変させた。95 年の政治解決で、同じ集落に住む多くの人が医療手帳を含む水俣病補償を受けており、また両親、兄弟姉妹、配偶者など親類縁者のなかでも補償を受けている。調査対象者のうち 47%の人が、95 年政治解決の結果(棄却、保健手帳)に不満を感じ、総じて認定制度に対する不満・不信を強めている。それまでは、自分の症状や障害を水俣病だとは思っていなかった人でも、周囲と比較して不公平に感じるようになった。同じ集落や家に住み、同じような職業(漁業)に従事する。類似の食生活(不知火海の魚介類を多食する)を送ってきて、

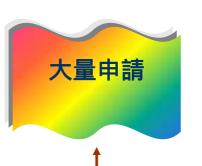
似たような体調不良を訴える。その上に、周囲の多くが水俣病の補償を受けていることを知り、補償を受けていない人は相対的な格差を痛感する。つまり、類似の食生活、職業、健康 状態であるにもかかわらず、地域や家族において補償格差が広がっているという認識である。

95 年の政治解決で水俣病は終わったと考えていた不知火海沿岸地域住民にとって、95 年の政治解決を受け入れなかった関西訴訟原告に下された2004年10月15日の最高裁判決は、他人事としては受け取られなかった。関西に移り住んでいる、かつての不知火海沿岸住民の状況に接し、また、集落や家族など周囲の現状を知るにつれ、体調不良などの原因を水俣病に結びつける見方(解釈)も大きく広がったと考えられる。今回の申請者の希望する補償内容も一時金を含めて「95 年並み」を求める声が多いのも、こうした背景を照らし出している。

これまでの調査結果から得られた一般的な知見としては、以下の3点が考えられる。

第1に、「国民生活基礎調査」の結果にみられる日本人の平均と比べて、申請者全体の健康度は明らかに低い(自覚症状、SF-36の得点)。ただ、申請者の健康度は、こうした症状の軽重や頻度の絶対値だけではない。不知火海沿岸地域に住んでいる人にとって健康度は、家族や村人の健康度の関数である。家族と村人の健康度を準拠点に、不知火海沿岸地域住民の、水俣病による現在の健康影響及び将来の健康不安の受け止め方が大きく左右される。

第2に、不知火海沿岸地域居住者にとって、95年の政治解決の結果が、自らの不健康を、水俣病に関連づける動因となった。95年の政治解決までは、家族、集落、同業者集団(漁師仲間)などが、自らの体調不良を水俣病に関連づける行為を抑止する力として働いてきた。家族、集落などのネットワークによる抑止力もあいまって、少なくとも95年の政治解決まで、不知火海沿岸地域住民は、自らの不健康を水俣病に関連づけすることをしなかった。第3に、しかし、95年の政治解決後、水俣病をめぐる受け止め方は大きく変化した。家族や集落のネットワークに埋め込まれている人でも、水俣病認定申請を躊躇することが少なくなった。むしろ、関西訴訟最高裁判決に接し、類似の食生活、職業、健康状態であることと照らしあわせた時、地域や家族における補償格差があらわになった。その結果、自らの体調不良の原因を水俣病に結びつける解釈が広がった。今回の申請者の希望する補償内容も一時金を含めて「95年並み」を求める声が多いのも、こうした事実を反映している。これが今回の水俣病認定申請を大きく押し上げていると考えられる。



関西訴訟 最高裁判決

95 年政治 解決による 不公平感



周囲との格差、健康状態と補償状況との格差 があらわに!

集落の補償状況

同じ集落では、ほ とんどみんな水 俣病補償(医療手 帳含む)を受けて いる…37.6% かなりの人が受け ている…37.2%

家族の補償状況

両親・きょうだい など親類縁者の うち、少なくとも 1 人は補償を受けている… 73.7%

2 人以上が受けて いる...51.1%

調査対象者 274名 水俣病の申請歴

判決後の水俣病認定申請 集落のほとんどみんなが申請 している…33.7% かなり申請している…29.3%

水俣病の申請 経験あり:47.1% 申請経験なし: 52.9%

95年政治解 決のみ申請... 69.0%

結果

棄却...57.4% 保健手帳... 41.7% 双方に 申請... 20.2%

> 公健法の み申請... 10.9%

これまで申請しなかった 理由

自分が水俣病だとは思って いなかった...58.6% 95 年の政治解決で水俣病 は終わったと思っていた... 53.8%

子供・家族の結婚に差し支 えると思った...51.0% 集落での付き合いに支障が でると思った...49.0%

1995

2004

対象者の健康状態

健康への不安

水俣病が現在の健康 状態に「かなり影響していると思う」...55.5% 将来の健康状態に 「かなり影響する と思う」...70.4% **自覚症状**(「いつもあった」) 手足のしびれ…68.2%

腰の痛み...55.1%

細かい手作業がしにくい... 52.2%

物が見えにくい...51.5%

心身の健康状態 (SF-36)

心身両面において悪い。特に健康 上の理由で「階段を登る」「重い ものを持ち上げる」などの活動が 難しい。身体的な理由で仕事や普 段の活動に支障がある。

対象者の居住歴 魚食歴

不知火海沿岸の居住歴…平均 20.9 年(昭和 25 年から 50 年までの 25 年間) 魚介類の摂取量(「ほぼ毎日大量」に食べた人)…60%以上 生家の家業が漁業…51.5%、現職が漁業…26.3%